

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）第22条第1項の規定に基づき、愛知県国際展示場コンセッション（以下「本事業」という。）の選定事業者が設立した、愛知県国際会議展示場株式会社との間で、愛知県国際展示場コンセッション公共施設等運営権実施契約（以下「実施契約」という。）を締結したので、同条第2項の規定に基づき、その実施契約の内容をここに公表します。

平成30年4月27日

愛知県知事 大村 秀章

愛知県国際展示場コンセッション 実施契約の主な内容について

1. 事業名称

愛知県国際展示場コンセッション

2. 事業の対象となる公共施設等の種類

愛知県国際展示場

3. 公共施設等の管理者等

愛知県 知事 大村 秀章

4. 公共施設等運営権者（以下「運営権者」という。）の商号

愛知国際会議展示場株式会社 代表取締役 クリストフ・シゼロン

5. 事業期間

(1) 運営権の存続期間

運営権設定対象施設	効力発生日	存続期間満了日
多目的利用地	実施契約に定める日	平成 36 年 3 月 31 日
大規模展示場 外構 駐車場 敷地内通路及び連絡通路		平成 47 年 3 月 31 日

6. 運営権対価の額

882,000,000円（内訳は、多目的利用地の運営権対価の金額を0円（消費税等別）とし、その他の運営権設定対象施設の運営権対価の金額を882,000,000円（消費税等別）とする。）

7. 公共施設等運営事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項及び契約終了時の措置に関する事項

本事業の終了時には、その発生事由ごとに、次の措置をとるものとする。ただし、いずれの場合においても、運営権者は、自らの費用負担において、引継ぎ準備及び引継ぎを行うこととしている。

(1) 運営権者の事由

PFI法第29条第1項第1号に規定する事由等の事由が発生した場合、県は、運

営権者に対して書面により通知した上で、本契約を解除することができる。

この場合において、運営権者は、県に対して、実施契約に定める違約金を支払うとともに、解除に起因して県が被った相当因果関係の範囲内にある損害額が違約金の額を上回る時は、その差額を県の請求に基づき支払わなければならない。そのうえで、県は、受領済の運営権対価のうち残存事業期間分に相当する運営権対価を返還するものとする。

(2) 県の事由等

県は、公益上やむを得ない必要が生じた場合又はその他県が合理的に必要と認める場合には、6か月以上前に運営権者に対して通知することにより、本契約を解除することができる。

また、運営権者は、県の責めに帰すべき事由により、県が本契約上の県の重大な義務に違反し、本事業の実施が著しく困難になった場合において、150日以上当該不履行を是正するのに必要な合理的期間を設けて催告を受けたにもかかわらず、当該期間内に当該不履行が是正されない場合又は本契約の履行が不能となった場合、解除事由を記載した書面を送付することにより、本契約を解除することができる。

これらの場合において、県は、運営権者に対し、受領済の運営権対価のうち残存事業期間分に相当する運営権対価を返還するとともに、解除に起因して運営権者に通常生ずべき費用の支払及び損失の補償を行うものとする。

(3) 不可抗力等

不可抗力の発生又は法令等の改正等により、県又は運営権者が本事業の継続が困難と判断したとき等においては、県又は運営権者は相手方当事者と協議の上、合意により、本契約を解除することができる。

この場合において、当該解除までに生じた費用及び当該解除に起因して運営権者に生じた費用の分担については、所定の方法による。ただし、当該解除に起因して県又は運営権者に生じた損失又は損害については各自の負担とし、お互いに損害賠償、損失補償又は費用の請求を行わない。

8. 別添資料

実施契約書のポイント

【別添資料】実施契約書のポイント

実施契約は、PFI 法第 22 条第 1 項に基づく愛知県国際展示場コンセッションに関する事項を包括的かつ詳細に規定したものである。

県と運営権者は、実施契約のほか、開業前準備業務委託契約、設備調達委託契約、備品調達委託契約、及びその他必要な契約を締結するものとする。

第 1 章 総則

(1) 本事業の実施

- ・ 本事業は、次に掲げる業務により構成される。
 - ① PFI 法第 2 条第 6 項に定める公共施設等運営事業としての各運営権設定対象施設に係る施設維持管理運営業務
 - ② 統括マネジメント業務、附帯事業運営業務、官民連携による需要創造推進業務及び任意事業運営業務
 - ③ その他本契約及び要求水準書に規定される業務

(2) 施設維持管理運営業務の収入

- ・ 運営権者は、各運営権設定対象施設に係る施設維持管理運営業務を実施するにあたり、施設設置管理条例に従って利用料金を設定又は変更の上、各運営権設定対象施設の利用者（以下「利用者」という。）から利用料金を徴収することができる。
- ・ 利用者から徴収した利用料金その他本契約及び各運営権に基づき運営権者が実施する当該施設維持管理運営業務による運営収入は、全て運営権者の収入とする。

第 2 章 本事業実施の準備

(1) 本事業の実施体制等

- ・ 運営権者は、運営開始予定日までに、本事業を実施するために必要な体制を確保する。

第 3 章 統括マネジメント業務

(1) 統括マネジメント業務の実施

- ・ 運営権者は、運営開始日以降、自己の責任及び費用負担において、本契約、要求水準書、募集要項等及び運営権者提案書並びに統括マネジメント業務に係る実施体制等に従って、統括マネジメント業務を誠実かつ適正に実施しなければならない。

第 4 章 施設維持管理運営業務

(1) 施設維持管理運営業務の実施

- ・ 運営権者は、事業期間中、本契約に別段の定めがある場合を除き、本契約、要求水準書、募集要項等及び運営権者提案書に定める条件に従い、自らの責任及び費用負担において、施設維持管理運営業務を実施しなければならない。

(2) 運営権設定対象施設の更新投資及び新規投資

- ・ 運営権者は、要求水準書及び運営権者提案書並びに中・長期修繕計画に従い、運営権設定対象施設について、老朽化及び劣化等の防止及び修復のため、更新投資を行う。
- ・ 運営権者は、要求水準を充足する限り、事前に県の書面による承諾を得た上で、自らの責任及び費用負担により、運営権設定対象施設について、老朽化及び劣化等の防止及び修復を超えるグレードアップ等の更新投資を実施することができる。
- ・ 県は、必要と判断した場合は、自らの責任及び費用負担により運営権設定対象施設に係る更新投資及び新規投資を行うことができ、運営権者はかかる更新投資及び新規投資に最大限協力しなければならない。

第5章 附帯事業運営業務

(1) 附帯事業運営業務の実施

- ・ 運営権者は、事業期間中、本契約に別段の定めがある場合を除き、本契約、要求水準書、募集要項等及び運営権者提案書に定める条件に従い、自らの責任及び費用負担において、附帯事業運営業務（①駐車場運営、②飲食・売店等利用者利便施設の運営、及び③総合保税地域の機能を活用した展示会支援）を実施しなければならない。

第6章 官民連携による需要創造推進業務

(1) 官民連携による需要創造推進業務の実施

- ・ 運営権者及び県は、事業期間中、本契約に別段の定めがある場合を除き、本契約、要求水準書、募集要項等及び運営権者提案書に定める条件に従い、運営権者及び県の適切な責任及び費用の分担のもと、官民連携組織をして、官民連携による需要創造推進業務を実施させなければならない。

第7章 任意事業

(1) 運営権者が任意で行う事業

- ・ 運営権者は、運営権者提案書の記載にかかわらず、任意事業を行うことを県に提案することができ、県の事前の書面による承諾を得た場合には、当該承諾を得た任意事業の終了日又は関連する各運営権設定対象施設に係る運営権が終了（存続期間の満了による終了を含む。）する日まで、法令等を遵守して、当該任意事業を行うこ

とができるものとする。

- ・ 運営権者は、県の事前の書面による承諾を得た任意事業に係る一切の責任及び費用を負担し、また当該任意事業により得られた収入を収受することができるものとする。

第8章 本事業の実施に係るその他の条件

(1) 要求水準の変更

- ・ 法令等の改正により要求水準の変更が必要となった場合、県の事由により業務内容の変更が必要な場合その他本事業の内容の変更が特に必要と認められる場合には、県は、要求水準書を変更することができる。但し、県は、あらかじめ運営権者に対してその旨及び理由を記載した書面により通知し、運営権者と協議を行わなければならない。
- ・ 要求水準書の変更に伴う追加費用の負担は、かかる要求水準書の変更が①国及び地方公共団体による政策が変更され、又は決定されたことによる場合、②法令等が改正され、又は制定されたことによる場合、③不可抗力による場合は、それぞれ所定の方法によるものとし、④前記①から③以外の場合にあっては、県の事由による場合は県が、運営権者の事由による場合は運営権者が、それぞれ負担するものとする。

第9章 適正な業務の確保

(1) 協議会等の設置

- ・ 県及び運営権者は、モニタリング基本計画の定めに従って、協議会、業務報告会及び連絡会議その他の会議体及び第三者機関を設置し、また、ファシリテーターを選定し、これらを運営するものとする。

(2) 各業務におけるモニタリング

- ・ 統括マネジメント業務、施設維持管理運営業務、附帯事業運営業務及び任意事業について、運営権者は、モニタリング基本計画並びにモニタリング実施計画書に定めるところに従い、セルフ・モニタリングを行い、所定の書類を所定の期限までに、又は県の請求に従って随時、県に提出するものとする。

(3) 要求水準等を満たさない場合の措置

- ・ 県は、モニタリングにより、運営権者の実施する業務が要求水準又は運営権者提案書を満たしていないと判断した場合には、所定の措置を講ずるものとする。

第10章 誓約事項

(1) 運営権者の兼業禁止等

- ・ 運営権者は、県の事前の書面による承諾なくして、本事業に係る業務並びに県及び運営権者が別途合意する委託業務以外の業務を行ってはならない。

第 1 1 章 責任及び損害等の分担

(1) 責任及び損害等の分担原則

- ・ 運営権者は、本契約に別段の定めがある場合を除き、本事業の実施に係る一切の責任を負うものとする。
- ・ 運営権者は、本契約に別段の定めがある場合を除き、運営権者の本事業の実施に関する県による承認、確認若しくは立会い又は運営権者からの県に対する報告、通知若しくは説明を理由として、如何なる本契約上の運営権者の責任をも免れず、当該承認、確認若しくは立会い又は報告、通知若しくは説明を理由として、県は何ら責任を負担しない。
- ・ 本契約に別段の規定がある場合を除き、本事業の実施に関する一切の費用は、全て運営権者が負担するものとする。
- ・ 本契約に別段の定めがある場合を除き、本契約に関連して生じる公租公課（消費税等に係る税率の改正を含む。）は、全て運営権者の負担とする。

第 1 2 章 本契約の終了及び終了に伴う措置

(1) 事業期間

- ・ 本契約の事業期間（以下「事業期間」という。）は、本契約に別段の定めがある場合を除き、運営開始日から平成 47 年 3 月 31 日（同日を含む。）又は本契約の全部が解除された日（同日を含む。）までとする。

(2) 運営権者の事由による本契約の解除

- ・ 本契約締結後事業期間が終了するまでの間に、次に掲げる事由が発生した場合、県は、運営権者に対して書面により通知した上で、本契約の全部又は一部を解除することができる。
 - ① PFI 法第 29 条第 1 項第 1 号に規定する事由が生じたとき。
 - ② 運営権者が破産、会社更生、民事再生又は特別清算の手続について運営権者の取締役会でその申立てを決議したとき、又は第三者（運営権者の取締役を含む。）によってその申立てがなされたとき。
 - ③ 運営権者が本契約に基づいて県に提出した報告書に重大な虚偽記載を行ったとき。
 - ④ 運営権者が運営権対価を支払期限を過ぎても支払わないとき（本契約に別段の定めがある場合を除く。）。

- ⑤ 運営権者がモニタリング基本計画及びモニタリング実施計画書に基づき各業務（任意事業に係る業務を除く。）に関して業務実施企業の変更後もなお要求水準を満たしていないと県が判断したとき。
- ⑥ 運営権者が愛知県公共工事請負契約約款第43条の3(暴力団等排除に係る解除)第1項各号のいずれかに該当するとき。
- ⑦ 運営権者の責めに帰すべき事由により運営権者の財務状況が著しく悪化し、運営権者が本契約に基づき本事業を継続的に実施することが困難であると県が合理的に認めたととき。
- ⑧ その他、運営権者が本契約に違反し（但し、県から30日以上当該不履行を是正するのに必要な合理的期間を設けて催告を受けたにもかかわらず、当該期間内に当該不履行が是正されない場合又は本契約の履行が不能となった場合に限り）、その違反により本契約の目的を達することができないと県が認めたととき。

(3) 県の任意による解除、県の事由による本契約の解除

- ・ 県は、運営権設定対象施設を他の公共の用途に供する場合その他の理由に基づく公益上やむを得ない必要が生じた場合又はその他県が合理的に必要と認める場合には、6ヶ月以上前に運営権者に対して通知することにより、本契約の全部又は一部を解除することができる。なお、運営開始予定日（但し、県及び運営権者が別途合意した場合には当該合意した日）までに本基金関連法令及び本基金関連予算並びに本基金代替予算が成立しないことを原因として追加契約が締結されない場合も、同様とする（但し、この場合、県は、催告を要することなく、直ちに解除することができる。）。
- ・ 県の責めに帰すべき事由により、県が本契約上の県の重大な義務に違反し、本事業の実施が著しく困難になった場合において、運営権者から150日以上当該不履行を是正するのに必要な合理的期間を設けて催告を受けたにもかかわらず、当該期間内に当該不履行が是正されない場合又は本契約の履行が不能となった場合、運営権者は、解除事由を記載した書面を送付することにより、本契約の全部又は一部を解除することができる。なお、県が追加契約に従って本基金事業を行わない場合も、同様とする（但し、運営開始予定日（但し、県及び運営権者が別途合意した場合には当該合意した日）までに本基金関連法令及び本基金関連予算並びに本基金代替予算が成立しないことを原因として追加契約が締結されない場合は、運営権者は、催告を要することなく、直ちに解除することができる。）。

(4) その他の事由による解除・解約

- ・ 県又は運営権者は、不可抗力の発生又は法令等の改正等により、県又は運営権者が本事業の継続が困難と判断したとき等においては、相手方当事者と協議の上、合

意により、本契約の全部又は一部を解除することができる。

(5) 運営権設定対象施設の引渡し

- ・ 運営権者は、理由の如何を問わず、各運営権の終了に際して、当該運営権に係る運営権設定対象施設が要求水準書に適合した状態で県に当該運営権設定対象施設を引き渡さなくてはならない。県及び運営権者は、かかる引渡しに先立ち、当該運営権設定対象施設の検査を行い、これが要求水準書に適合した状態であることにつき双方合意の上で、かかる引渡しを行うものとする。
- ・ 上記に基づき引き渡された運営権設定対象施設につき、その運営期間中において既に存在していた瑕疵（法令等上の瑕疵を含む。但し、運営開始日において既に存在していたものを除く。また、修繕業務等を行った上で生じる経年劣化は含まれない。）があるときは、当該運営権の終了日から1年以内に県が運営権者に通知した場合については、運営権者は修補等により生じた費用を負担するものとする。
- ・ 上記により通知されたものを除き、上記に基づき引き渡された運営権設定対象施設につき瑕疵があった場合、運営権者は県に対して一切責任を負わない。

(6) 損害賠償等

- ・ 運営権者の事由により本契約が解除された場合、運営権者は、解除された運営権設定対象施設ごとに、解除の時期を問わず、当該運営権設定対象施設に係る運営権対価の5%に相当する金額を、違約金として県の指定する期限までに支払わなければならない。この場合、運営権者は、解除に起因して県が被った相当因果関係の範囲内にある損害額が違約金の額を上回るときは、その差額を、県の請求に基づき支払わなければならない。

(7) 損失補償等

- ・ 県の任意により、又は県の事由により本契約が解除された場合、運営権者は解除に起因して運営権者に通常生ずべき費用の支払及び損失の補償を求めることができる。
- ・ その他の事由により本契約が解除された場合の当該解除までに生じた費用及び当該解除に起因して運営権者に生じた費用の分担については、所定の方法による。ただし、当該解除に起因して県又は運営権者に生じた損失又は損害については各自の負担とし、お互いに損害賠償、損失補償又は費用の請求を行わない。

第13章 知的財産権（省略）

第14章 雑則（省略）